

事 務 連 絡
平成 2 7 年 9 月 2 5 日

一般社団法人日本消火装置工業会会長 殿

消防庁予防課

マイナンバー制度の周知・広報等への協力依頼について

本年 1 0 月以降、国民一人ひとりへの個人番号（マイナンバー）の通知が始まります。また、来年 1 月からは、個人番号カードの交付及び番号の利用が始まり、貴団体及び加盟の会員各社においても、例えば、非常勤を含む職員の採用の際などに、マイナンバーに関する具体的な対応が必要となります。

制度開始に向けて、過日開催されたマイナンバー広報促進関係省庁連絡会議におきまして、内閣府大臣官房番号制度担当室より制度の周知等について要請がありました。

つきましては、貴団体におかれましても、加盟各社等に対し、下記のようなマイナンバー制度に関する周知・広報、説明会の開催等についてお取り組みいただきますよう、御協力をお願いします。

記

1 加盟各社等に対する、次のような事業者向けのマイナンバー関連の各種情報の周知・提供による、ガイドラインに則った安全管理措置等を踏まえた準備の働きかけや注意喚起

- ① 内閣府（内閣官房）作成の「事業者向けマイナンバー広報資料（説明文付）」（別添 1）（以下の URL に掲載）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/download/jigyousiryou.pdf>

- ② 特定個人情報保護委員会作成の「民間事業者向けガイドライン」（別添 2）、「Q & A」（別添 3）、「ガイドライン資料集」 等（以下の URL に掲載）

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

- ③ 内閣府作成の事業者向け動画広報資料（約 2 0 分）（以下の URL に掲載）

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/ad/kjmovie/jigyosya.html>

- ④ マイナンバーコールセンター

内閣府（内閣官房）において、運営しており、国民や事業者からの御質問に回答するとともに、必要に応じ、関係省庁につなぐことにより、ワンストップによる対応を行っています。

電話番号：0 5 7 0－2 0－0 1 7 8

※ 一部 I P 電話等でつながらない場合には、0 5 0－3 8 1 6－9 4 0 5

開設時間：平日 9 時 3 0 分から 1 7 時 3 0 分まで

（平成 2 7 年 1 0 月から平成 2 8 年 3 月までの半年間は、平日の開設時間を 2 2 時まで延長。年末年始を除く土日祝日も 1 7 時 3 0 分まで開設予定。）

2 貴団体における各種会議、研修等の機会などを捉えた説明機会の設定

各種団体が設営する説明会等への講師派遣依頼につきましては、内閣官房社会保障改革担当室で積極的に対応しているところです。

講師派遣を御要望の場合には、当庁から内閣官房社会保障改革担当室に登録を行いますので、想定している説明会の概要（日程案、参加予想事業者数等）が分かる資料を添えて、平成 2 7 年 1 0 月 1 6 日（金）までに、下記連絡先に御連絡ください。

3 貴団体の機関紙、ホームページ、SNS（メールマガジン、Facebook、twitter 等）を活用した、マイナンバー関連情報の発信、ホームページトップにおけるマイナンバーのバナー掲示（※）

※ マイナンバーホームページのリンク用バナー画像が公開されています。以下の URL のページを御覧の上、積極的に御活用ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/link/>

4 貴団体の加盟各社の支店、販売店等における、マイナンバー制度を周知する政府広報チラシの設置

後日、団体ごとのチラシ設置の可否及び設置可能な場合の対応可能枚数に関する調査が行われる予定です。

連絡先

消防庁予防課行政係

担当：加藤、大坊

E-Mail：o.daibou@soumu.go.jp

T E L：03-5253-7523